

学園祭開催に向けた 感染症拡大防止ガイドライン(案)

2021年7月12日

筑波大学学園祭実行委員会

1. はじめに

以下の項目は、本学の諸活動や研究成果を多くの人に伝えるという大きな意義のある「雙峰祭」を開催すべく行う新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてまとめたものでございます。

本ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、2020年10月1日付の「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」(筑波大学)に記載されている対策を基に作成しています。なお、今後の動向を注視し、基本的対処方針の変更等がある場合には、適宜改訂を行います。

2. 感染拡大防止のための基本的な考え方

学園祭の準備から撤収にかけて、本イベントに関与する多様な主体があることに注意した新型コロナウイルスの感染拡大防止対策が必要となります。なお、学園祭に関わる主体として、以下の項目が挙げられます。

- 運営者：学園祭の運営にかかる学園祭実行委員会(以下、学実委)の構成員
- 企画団体：学園祭に企画を出展する本学の学生・教職員
- 大学従事者：本学に従事する教職員等

本章では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実行するにあたっての考え方をまとめるとともに、具体的な対策は次章以降に記載いたします。

「三密」の回避

学園祭では、感染を拡大させるリスクが高いとされる以下の項目(いわゆる「三密」状況)が多く想定され、各場面において「密」の条件が重なる環境の発生を防止することが求められます。

- 密閉空間：換気効率が悪く、空気が循環していない空間
- 密集場所：多くの人が適切な距離をとらずに集まっている場所
- 密接場面：互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面

リスク評価

新型コロナウイルス感染症の主たる感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、学園祭に関わる主体の行動範囲を考慮したリスク評価を行うことで、効果的な感染拡大防止対策を講じる必要があります。

① 接触感染

他人と共に用する物品やドアノブ等の不特定多数が触れる場所を特定し、高頻度接触部位(テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電気のスイッチ・レジ・蛇口・手すり・エレベーターのボタン等)への警戒を強める必要があります。

② 飛沫感染

施設における換気状況を考慮しつつ、人ととの距離を踏まえた対策が必要になります。特に、前述の学園祭に関わる主体が交わる場面ではより一層の警戒が必要になります。

3. 全ての主体に共通して求められる基本的な感染拡大防止策

全ての主体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の基本となる以下の措置を講じる必要がございます。また、学実委は、大学当局と連携し、企画団体に対して本ガイドラインに沿った取り組みを行うよう要請する他、本ガイドラインをホームページ上で公表し、理解を広く集めるよう努めます。なお、これらの取り組みは、学園祭に関する全ての場面で取り組む必要があります。

- マスクの常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出す活動の禁止
- 接触確認アプリ(COCOA)の活用
- 検温等による体調管理の励行と以下に該当する場合の自宅待機・病院受診の徹底
 - 発熱(37.5°C以上)・咳・呼吸困難・強い倦怠感・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・味覚障害・嗅覚障害・関節痛・筋肉痛・下痢・吐き気・嘔吐等の新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が複合的に現れている場合
 - PCR検査で陽性と判明した者との濃厚接触が確認された場合
 - 過去2週間以内に日本へ帰国した場合及び帰国した者の濃厚接触者にあたる場合
 - 新型コロナウイルスの感染が疑われPCR検査を受け、検体採取日から2週間以内の場合
 - 新型コロナウイルスに感染した場合及び感染した可能性が高い状況に置かれた場合
- 咳エチケットの徹底
- ソーシャルディスタンス(最低2m)の確保
- 換気の励行
- 対面活動における参加者の記録

4. 学実委が取り組むべき新型コロナウイルスの感染拡大防止策

本章では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のうち、学実委が行うものを場面ごとにまとめております。

- 学実委内部での活動に際しては、在宅での業務を基本とする。
※ 学園祭運営研修会は、当日の運営をシミュレーションする重要な業務であることから、感染拡大防止策を徹底した上で実施する予定である。
- やむを得ず、対面での業務を実施する場合は、換気の良い場所で、短時間・少人数を心掛けて活動する。なお、本学が発表する「新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策方針」に従って実施する他、健康観察及び活動履歴の記録・保存を徹底する。
- 外部協力者との打合せ等は極力オンラインで行う。やむを得ず、外部協力者と接触する場合は、担当者の体調管理が確実になされており、当日に体調不良でないことを確認した上で実施する。なお、大学構内で打合せを実施しようとする場合は、事前に学生生活課に相談する。
- 企画団体との接触を最小限にするため、募集要項の頒布や企画責任者本人確認、企画団体責任者連絡集会、ステージ組合等はオンラインで実施する。なお、物品の支給を行う等の目的で企画団体との接触を伴う場合は、密集空間を避けるように十分留意する。
- 学園祭の対面開催を取りやめ、全企画をオンライン配信する形で実施する。

5. 企画団体が取り組むべき新型コロナウイルスの感染拡大防止策

本章では、学園祭の準備日から収録当日まで、ゲストを含む全ての企画団体に協力を依頼する感染拡大防止策をまとめております。なお、各企画団体には、本章の内容の他に、準備から片づけにわたる学園祭に関わる全ての場面で、「3. 全ての主体に共通して求められる基本的な感染拡大防止策」を徹底するように要請いたします。

- 直近 14 日間の検温記録及び行動記録をつけ、異常がないことを確認する。
- 水分補給等のやむを得ない場面を除き、マスク着用を徹底する。
- 手洗い・うがいを励行する。
- 手指が汚染された時は消毒液を使用する。また、高頻度接触部位にあたる箇所をこまめに消毒する。
- 大声での発声を行わない。
- 2m 以上のソーシャルディスタンスを保ち、マスクを着用する。やむを得ず、フェイスシールドやマウスガードの使用等で代替する場合は、他者と近接するがないように十分留意する。
- マイク等の小道具の共用は避ける。また、使用後はマイクシャワーや除菌シート等による消毒を実施する。
- 屋内で実施する企画団体においては、30 分間隔を目安とする換気を徹底する。可能であれば、常時換気を行うことが望ましい。
- 水分補給を除く飲食を控える。また、水分補給を行う場合を除いて、マスクの着用を徹底する。
- 学園祭前後の会食(打ち上げ等)は、国の基本的対処方針や県からの要請に従い控える。

6. 感染が疑われる者が発生した場合への備え

収録前に、「3. 全ての主体に共通して求められる基本的な感染拡大防止策」(p.44 参照)で示した自宅待機・病院受診の基準に該当することが明らかになった場合には、自宅待機を徹底いたします。その上で、筑波大学新型コロナウイルス感染症リスク対応チーム編「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー」に基づいた対応を行います。

7. 最後に

以上の対策は、学園祭に関わる全ての人の協力を得て成り立つものであり、学実委はこれらの対策を周知するとともに、理解を得ていただけるように最善を尽くします。なお、時々刻々と変化する状況の中で、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する新たな見地が発見された場合は、国的基本的対処方針や茨城県からの情報に基づき、臨機応変に更新いたします。